

請求書等の押印省略に係る Q & A

令和 7 年 4 月 1 日

No.	質 問	回 答
1	押印省略の対象となる書類は何ですか。	請求日が令和 7 年 4 月 1 日以降の請求書が対象となります。また、請求内訳書が別紙になっている場合の内訳書の押印も省略対象です。
2	押印のある請求書についても、本件責任者及び担当者、連絡先の記載は必要ですか。	押印のある請求書の場合は、本件責任者及び担当者、連絡先の記載は不要です。
3	本件責任者及び担当者とは誰を指しますか。	本件責任者とは、法人・団体の場合、請求書の発行について責任を有する者を指します。担当者とは、請求書を作成する等の事務を担当する者を指します。
4	本件責任者と担当者が同一人物の場合はどうなりますか。	本件責任者と担当者が同一人物であっても問題ありません。その場合は、「同上」と記載する等、同一人物であることが分かるようにしてください。
5	債権者が個人の場合でも本件責任者及び担当者、連絡先の記載は必要ですか。	債権者が個人（個人事業主含む）の場合は、連絡先のみ記載があれば問題ありません。
6	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	原則、固定番号の番号の記載をお願いします。ただし、固定電話を設置していない場合は携帯電話の番号で結構です。また、債権者が個人の場合は、携帯電話番号でも構いません。
7	本人以外の支払先に支払う場合も押印省略は可能ですか。	債権者本人以外からの請求がある場合、また、債権者本人以外の口座（同一債権者だが口座名義と債権者の名称に差異がある場合を含む）に支払う場合は、従来どおり請求書・委任状などの双方に押印が必要です。
8	請求書が複数頁に渡る場合、頁の見開き部分や袋とじ部分への押印の省略は可能ですか。	下記のいずれかの要件を満たしていれば、省略可能です。 ① 各ページに同一の請求書番号が付されている ② ×／○ページのように総頁数と各頁数が付されている
9	押印を省略した請求書に記載誤りがあった場合、訂正印での対応は可能ですか。	押印を省略し請求書に記載誤りがあった場合、訂正はできません。正しい記載内容の請求書を作成し、再提出してください。